

## 遠野市地域密着型サービス事業者選定基準

### 1 目的

遠野市は、令和6年度～令和8年度を計画期間とする「第九次遠野市高齢者福祉計画・第9期遠野市介護保険事業計画（ハートフルプラン2024）」に基づき、令和6年度に整備予定の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の実施事業者を選定する必要があることから、次のとおり選定基準を定めるものである。

### 2 選定の考え方

- (1) 遠野市介護保険事業計画に適合しているとともに、広く地域に開かれ、地域における高齢者のための福祉の推進拠点としての機能を発揮できる事業者を選定するものとする。
- (2) 事業者の役員等が社会福祉に対して熱意と知識・経験を有し、健全な法人及び施設等運営が確実な事業者を選定するものとする。
- (3) 選定に当たっては、事業者及びその他関係者から疑惑を招くことのないよう、公正・公平な事業者選定を行うものとする。

### 3 選定の方法

- (1) 公平を期するため、遠野市地域密着型サービス事業者募集要項に基づいて、公募期間に提出された応募申出書及び開設提案書等（以下「応募書類」という。）を審査の対象とする。
- (2) 第一次審査は健康福祉部長寿課による書類審査、第二次審査は遠野市地域密着型サービス運営協議会の委員を含めた審査委員により、事業者からの事業提案説明及び事業者への聴取り（以下「事業提案等」という。）により行うものとする。
- (3) 第二次審査は、応募書類、事業提案等の内容に基づいて、別紙「遠野市地域密着型サービス事業者選定基準表」に示す採点項目ごとに得点を付与することにより順位付けし、総合的に評価（以下「総合評価」という。）を行うものとする。
- (4) 総合評価の結果により、次の順で事業者を選定するものとする。
  - ① 審査委員の順位で1位となった数の多い事業者
  - ② 審査委員の順位が最も上位の事業者
  - ③ 合計点数の高い事業者

なお、選定された事業者が辞退をした場合又は募集要項11（3）②に

より決定が取り消された場合は、次点者を選定することとし、その事業者が辞退した場合は以下同じとする。

#### 4 審査の方法

(1) 審査は第一次審査、第二次審査に分けて行い、第一次審査の書類審査を経た事業者でなければ、第二次審査の対象としない。

なお、第一次審査の書類審査においては、次の事項等の確認を行うものとする。

- ① 応募書類に不備がないこと。
- ② 事業者が予定している事業が、遠野市介護保険事業計画において、当該年度に整備される計画であること。
- ③ 運営に関する提案内容が「遠野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」を満たす内容であること。
- ④ 法第78条の2第4項各号に該当しないこと。

(2) 第二次審査の事業提案等は、次のとおり行うものとする。

- ① 事業提案等は、原則として代表者（理事長又は代表取締役）、施設長（管理者）又はその予定者の出席を求めることとする。
- ② 事業提案は、20分以内で行うものとする。
- ③ 聴取りは、事業提案終了後、必要に応じ適宜行うものとする。

#### 5 審査委員

(1) 第一次審査を行う委員は次の者とする。

- ①健康福祉部健康長寿課長
- ②健康福祉部健康長寿課課長補佐
- ②健康福祉部健康長寿課介護保険係長

(2) 第二次審査を行う委員は次の者とする。

- ①副市長
- ②健康福祉部長
- ③健康福祉部健康福祉の里健康長寿課長
- ④環境整備部まちづくり推進課課長
- ⑤遠野市地域密着型サービス運営協議会代表委員3名

(3) 副市長は第二次審査の座長を務める。

## 6 事業者への通知

市長は、事業者を選定した場合及び選定をしない場合についても選定結果について、当該事業者に文書により通知するものとする。